塗色	彩色
（その一） 	一　地色 白色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色、黄緑色及び緑色 二　縁色 黄緑色 三　文字色 緑色
（その二） 	一　地色 白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色及び緑色 二　縁色 黄色 三　文字色 緑色
（その三） 	一　地色 白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色及び緑色 二　縁色 黄色 三　文字色 緑色

備考　塗色は、自動車の前面及び後面において、自家用自動車登録番号標にあっては図（その一）、事業用自動車登録番号標にあっては図（その二）、自家用車両番号標にあっては図（その三）によること。

別表第二第六号を同表第七号とし、同表第五号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五　令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念して交付する自動車登録番号標又は車両番号標　次の表の下欄に定める塗色

取組	塗色	
道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の定時性の確保、速達性又は利便性の向上、供給輸送力の増加、外国人その他の自動車の利用者の多様な需要に対応した自動車に関連するソフトウエアの設備又はその他の令和九年に普及される二千二十七年に開催される国際園芸博覧会の円滑な運営に資する自動車交通の機能の確保及び向上を図るための取組	（その一） 	一　地色 白色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色、黄緑色及び緑色 二　文字色 緑色
	（その二） 	一　地色 白色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色、黄緑色及び緑色 二　縁色 黄緑色 三　文字色 緑色